

(行政報告)

令和6年10月からの「のりあい交通」の運行について

生活経済部

市では、高齢者など交通弱者の方々の日常生活における移動手段を確保し、交通利便性の向上を図るため、平成26年10月からオンデマンド型公共交通サービスである「のりあい交通」の運行を開始し、10年を迎えるところでございます。

この「のりあい交通」は、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用していることから、同補助金の交付要綱の規定により、市民や交通事業者などで構成される白岡市地域公共交通確保維持改善協議会を組織し、同協議会が運行主体となって、市内のタクシー事業者である昭和タクシー株式会社と運行業務契約を締結し、実施しております。

現行の契約は、令和3年4月から令和6年9月までの3年6月間を契約期間としており、契約期間満了となることから、令和6年10月からの「のりあい交通」の運行事業者につきましては、公募型プロポーザル方式により、引き続き、昭和タクシー株式会社を選定いたしました。新たな運行業務契約では、白岡市地域公共交通計画に基づく「のりあい交通」のサービス内容の拡充を図るために、運行車両台数を4台に増車するとともに、運賃の受領について、キャッシュレス決済を導入することとしております。

今後におきましては、令和6年10月以降も円滑な運行ができるよう、確実に手続を進めるとともに、持続可能な地域公共交通サービスの確保・維持に努めてまいります。